

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
玉瀬医院	柴田郡柴田町楢木上町一一一五四	令和八年二月一日
楢木皮膚科クリニック	柴田郡柴田町楢木上町一一一五四	令和八年二月一日
みはるの杜診療所	仙台市宮城野区福室二一五一二七	令和八年二月一日
かめやま整形外科リハビリテーションクリニック	仙台市太白区富沢南 一一一三一七	令和八年二月一日
今野医院	仙台市太白区鈎取一一六一七	令和八年二月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
穂波の郷 弓歯科医院	大崎市古川穂波七一一四一八	令和八年二月一日
宮内歯科医院	仙台市青葉区落合 一一七一四五	令和八年二月一日
佐藤歯科	仙台市青葉区中央二丁目八一三三	令和八年二月一日
わかな歯科	仙台市泉区鶴が丘三一一一八八	令和八年二月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行つたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年一月三十日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
マリーン調剤薬局富沢店	仙台市青葉区支倉町四一三一 田沼ビル一階	令和八年二月一日
ホープ薬局 鈎取店	仙台市太白区富沢南 一一二三一一一	令和八年二月一日
仙台市太白区鈎取一一六一一六		